

第 4 6 号議案

中野区立図書館則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 1 1 月 8 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

図書館の利用者の利便性向上を図るとともに、円滑な図書館運営を行う必要がある。

中野区教育委員会規則第7号

中野区立図書館則の一部を改正する規則

中野区立図書館則（昭和53年中野区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「館内利用及び」を削る。

第5条中「は、」の次に「予約又は」を加える。

第6条第4項中「経過したとき」の次に「又は更新の申出のあったとき」を加え、同条第8項を削り、同条第9項を同条第8項とする。

第6条の2第1項中「受けている者は」を「受けている者又は交付手続を行った者は」に改め、「及び視聴覚資料」を削り、「又は」の次に「図書資料及び視聴覚資料の」を加える。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。